

議案第16号

守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例

守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
16号	1

守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例

守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第7号中「及び写真等」を削り、「並びに電磁等に記録された情報（以下「電磁的記録」という。）」を「及び電磁的記録」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条第2項中「思想、信条、宗教及び犯罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因となると認められる個人情報の収集を」を「次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項第7号中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第16条第2号を次のように改める。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別する

議案	頁数
16号	2

ことができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第16条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第30条の次に次の見出し及び5条を加える。

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第11条第2項に規定する実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者又は第11条の2第1項の規定による公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報(実施機関が管理するものに限る。以下同じ。)を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であつて、個人の秘密に属する事項が記録されたもの(その

議案	頁数
16号	3

全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 前3条の規定は、市外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第35条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守谷市情報公開条例の一部改正)

2 守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「台帳、伝票、帳票、地図、図面、フィルム、写真及び電子計算機から紙面に打ち出されたもの若しくは録音テープから採取されたものであって、決裁、回覧その他これらに準じる手続が終了し、実施機関において管理しているものに記録された」を「図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」に改める。

第6条第1号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により」を加える。

議案	頁数
16号	4

提案理由（議案第16号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことを踏まえ、個人情報の適切な保護を図るため、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、個人情報の定義の明確化並びに要配慮個人情報の定義及び罰則規定の新設となります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
16号	5

守谷市個人情報保護条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、 <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）</u> <u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

16号	議案
6	頁数

16号	議案
7	頁数

人情報をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 情報 文書, 図画_____ (以下「文書等」という。) 及び電磁的記録_____をいう。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) (略)

2から4まで (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集

_____してはならない。_____

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 情報 文書, 図画及び写真等 (以下「文書等」という。) 並びに電磁等に記録された情報 (以下「電磁的記録」という。) をいう。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) から (4) まで (略)

(新設)

(5) (略)

2から4まで (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 実施機関は、思想, 信条, 宗教及び犯罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因となると認められる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

16号	議案
8	頁数

(1) 及び(2) (略)

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) から(6)まで (略)

(7) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集することが事務の執行上やむを得ない場合であって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) (略)

4 (略)

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報^が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

(1) 及び(2) (略)

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) から(6)まで (略)

(7) 国若しくは他の地方公共団体

(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集することが事務の執行上やむを得ない場合であって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) (略)

4 (略)

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報^が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

16号	議案
9	頁数

より開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この

(新設)

16号	議案
10	頁数

号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第2項に規定する実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者又は第11条の2第1項の規定による公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報（実施機関が管理するものに限る。以下同じ。）を電子計算機を用いて検索するこ

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(新設)

とができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(新設)

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(新設)

第34条 前3条の規定は、市外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(新設)

第35条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(新設)

16号	議案
11	頁数

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要と認められる情報

(2) から (7) まで (略)

の。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要と認められる情報

(2) から (7) まで (略)

16号	議案
13	頁数